号外第五十八号

日

曜

平成二十三年

七月一日

金

目 次

告 示

可を要しない日を定める告示平成二十三年度における山梨県立富士北麓駐車場の駐車料金及び駐車の許

告 示

山梨県告示第二百七十三号

二及び附則第二項の規定に基づき、平成二十三年度における駐車料金及び駐車の許可を 要しない日を定める。 山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例 (平成二十三年山梨県条例第三号) 別表第 平成二十三年七月一日

山梨県知事

横

内

正

明

日 前項に規定する日以外の	までの日 で及び八月五日から十六日 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	分分
無料	台 回につ参 、000円	駐車料金
ものとする。 事の許可を要しない 駐車については、知 駐車場への自動車の		備考

第五十八号 平成二十三年七月一日

Щ

梨 県

公

報

号

外

発行者	山梨
山梨県	梨県公報号外
甲府市丸の内一丁目六番一号	第五十八号
	平成二十三年七月一日
印刷所(株サンニチ印刷	日
甲府市北口二丁目六番	
	=